

事務連絡
令和5年3月31日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課保健指導室

災害時の保健師等広域応援派遣調整の今後の運用について

地域保健活動の推進につきましては、平素より御協力、御尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。

災害時の保健師等広域応援派遣調整については、「災害時の保健師等広域応援派遣調整要領について」（令和3年12月20日付け健健発1220第2号厚生労働省健康局健康課長通知）において、被災市区町村を管轄する都道府県以外の都道府県から、保健師等を被災市区町村へ応援派遣する調整を行っているところです。

今般、派遣調整及びそれに係る情報共有を迅速かつ効率的に行えるよう、本要領に基づく派遣調整に係るシステムとして「保健師等派遣調整システム」を活用して運用することとしました。（詳細は別添運用マニュアル参照。）

つきましては、各様式等によって行っていた派遣調整の一部をシステムに入力・送信する等、下記のとおり運用していきますので、御協力をお願いいたします。

貴職におかれては本運用マニュアルの内容について御了知いただくとともに、貴都道府県におかれては管内の市区町村に対しても、周知していただきますようお願いいたします。

記

1 派遣調整におけるシステム活用について

「災害時の保健師等広域応援派遣調整要領」に基づく派遣調整について、以下の手順においてシステムを活用して対応します。

手順	要領上の対応	システムでの対応
応援要請	被災都道府県が厚生労働省へ【様式 A】を送付。	被災都道府県が厚生労働省へ【様式 A】を送付し、要請内容の詳細をシステムへ登録。
派遣可否の照会	厚生労働省が被災都道府県以外の都道府県へ【様式 B】を送付。	厚生労働省が被災都道府県以外の都道府県へ【様式 B】を送付し、システム上で当該都道府県に対し照会。
派遣可能の場合の提出	被災都道府県以外の都道府県が厚生労働省へ【様式 B 別紙】を送付。	被災都道府県以外の都道府県がシステムへ派遣チームを登録。
調整結果の通知	厚生労働省が応援派遣元都道府県へ【様式 C】、被災都道府県へ【様式 D、様式 D 別紙】を送付。	厚生労働省が応援派遣元都道府県へ【様式 C】、被災都道府県へ【様式 D、様式 D 別紙】を送付し、システム上で応援派遣元都道府県及び被災都道府県へ調整結果を通知。

2 システムの運用開始及び段階的な機能拡張について

システムを活用した派遣調整の本運用マニュアルに基づく運用は、令和5年4月1日から開始します。

なお、今後もシステムの利便性向上のため、段階的にシステム更新を行う予定としておりますので、随時、改訂版運用マニュアルを周知いたします。

3 システム運用元について

派遣調整に係るシステムの運用は、DHEAT 事務局（委託先：一般財団法人日本公衆衛生協会）にて行います。

派遣調整にあたっては、厚生労働省と DHEAT 事務局はシステム上で派遣調整の状況を随時共有し、連携して実施します。

4 システムが使用できない時の対応について

インターネット接続が遮断される等、被災状況等によりシステムの活用が困難な場合は、「災害時の保健師等広域応援派遣調整要領」に記載の様式を用い、現行どおりの運用を行うこととします。

なお、その場合は厚生労働省健康局健康課保健指導室のメールアドレス（3hoken@mhlw.go.jp）より、各都道府県保健師等応援派遣調整担当者様のメールアドレスに御連絡します。

担当者

厚生労働省健康局健康課保健指導室

担当：木全・天野

電話番号：03-5253-1111（内線 8937/2974）

メールアドレス：hokenshidoushitsu@mhlw.go.jp